

広島県内の公立高等学校等で学ぶみなさんへ

がくひ ふたん けいげん せいど

学費負担を軽減する制度があります!



1 授業料無償化(高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金)

給付

4月申請



毎月の授業料や年間の受講料を支援する制度

【申請手続】入学した年の4月(7月に申請が必要な場合があります。)

【支援内容】基準額^(※)未満の場合は高等学校等就学支援金が、基準額以上の場合は高校生等臨時支援金が授業料等にあてられ、授業料等の負担が実質0円になります。

(全日制課程の場合、年間118,800円の授業料負担が不要となります。)

※ 基準額:保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%-市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満(年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満)

【要件・対象】広島県内の公立高校等に在学する生徒

(注)次の方は対象となりません。

- 高校等を既に卒業したことがある生徒や3年(定時制・通信制は4年)を超えて在籍している生徒(以前に高校等に在籍した期間がある場合は、その期間も含める。)
- 科目履修生、聴講生

全員
手続

2 高校生等奨学給付金

給付

7月申請



教科書費、教材費など授業料以外の教育費を給付する制度

【申請手続】7月(毎年度、申請手続が必要)

【支援内容】次の額を給付します。

区 分		給付額(年額)
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円
住民税が非課税の世帯	全日制・定時制	143,700円
	通信制	50,500円

【要件・対象】公立高校等(県外の学校を含む)に在学する生徒の保護者等保護者等が広島県内に住所を有している(保護者等が県外在住の場合は、在住都道府県へ申請)生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税[※]の世帯

※ 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満

生徒が高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

(注)給付回数は、一人の生徒につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。

ただし、過去に高校等を出退して再入学した場合は、最大2回まで追加で受給できる場合があります。

「5 定時制及び通信制課程修学奨励金(裏面)」の貸付けを受ける場合は、高校生等奨学給付金を受給することはできません。

★ 新入生を対象に、給付金の一部を前倒して給付する制度もあります。(入学した年の4月申請)

3 高等学校等学びの变革環境充実奨学金

給付

7月申請



生徒用コンピュータ等を保護者負担で購入等する費用を給付する制度

【申請手続】7月(毎年度、申請手続が必要)

【支援内容】年額25,600円(全課程定額)を給付します。

【要件・対象】広島県内の公立高校等に在学している生徒学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等している生徒生活保護受給世帯^{※1}又は保護者等全員の住民税所得割が非課税^{※2}の世帯

※1 生業扶助を受給していない世帯

※2 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満



4 高等学校等奨学金（修学奨学金）

貸付

4月～申請



経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に
学資金の一部を貸付ける制度



貸付けです！（卒業後に返還が必要）

【申請手続】4月～1月、随時受付（貸付継続の意思確認を毎年度行います。）

【支援内容】貸付額（月額）：自宅18,000円、自宅外23,000円

【要件・対象】公立高校等（県外の学校を含む）に在学している生徒

保護者等が広島県内に住所を有している

保護者等全員の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満*

*年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満

学習状況が良好であると認められる生徒

同種の奨学金等の貸付け等を受けていない生徒

（注）「5 定時制及び通信制課程修学奨励金」の貸付けを受ける場合は、高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

★原則県内に住所を有している**成年者である保証人2名（うち1名は別生計）**が必要です。



定時制及び通信制課程

5 修学奨励金・教科書給与

貸付

給付

4月申請



定時制・通信制課程に在学する勤労青少年を対象に
学資金の一部を貸付ける制度及び教科書等の購入費用を支援する制度

【申請手続】4月（毎年度、申請手続が必要）

【支援内容】**修学奨励金**：貸付額（月額）：14,000円（卒業することにより返還免除されます。）

教科書給与：〔定時制〕教科書の購入費（実費）〔通信制〕教科書及び学習書の購入費（実費）

【要件・対象】（共通）

広島県内の公立高校の定時制又は通信制に在学している生徒

年間の就労日数が原則90日以上である生徒

生徒が独立して生計を営む場合は、生徒の年間収入額が279万円以下

生徒が独立して生計を営まない場合は、年間の世帯収入額が所得基準を満たす世帯

各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒

（修学奨励金のみ）

就労による年間収入額が原則46万円以上である生徒

原則4年間で卒業する学習計画を持つ生徒

（注）「2 高校生等奨学給付金（表面）」の給付や「4 高等学校等奨学金」の貸付けを受ける場合は、修学奨励金の貸付けを受けることはできません。



No.	学費負担軽減制度	区分	連絡先 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時まで
1	高等学校等就学支援金	給付	きょういくしえんすいしんか しゅうがくしえんかかり 教育支援推進課 就学支援係 電話 082-222-3015
2	高校生等奨学給付金	給付	
3	高等学校等学びの変革環境充実奨学金	給付	
4	高等学校等奨学金（修学奨学金）	貸付	きょういくしえんすいしんか きかくちょうせいかり 教育支援推進課 企画調整係 電話 082-513-4996
5	定時制及び通信制課程	修学奨励金 教科書給与	

※各制度の詳細については、下の二次元バーコードから広島県教育委員会のホームページをご覧ください。

ひろしまけんきょういくいいんかい きょういくしえんすいしんか
広島県教育委員会 教育支援推進課

広島県 教育支援推進課

検索

